

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要建造物^{*}(注1)は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものだけではなく、地域の個性ある景色づくりの核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、市民に愛され親しまれている建造物などの地域の良好な景色づくりの規範となる建造物を指定の対象とします。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができ、地域の良好な景観形成の規範となるもので、以下に示す項目のいずれかに該当し、所有者の同意が得られた建造物(注2)を、景観重要建造物^{*}に指定します。

- 地域のシンボルとなる建造物
- 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- 市民に広く愛され親しまれている建造物
- 登録有形文化財(注3)、県指定文化財、市指定文化財に指定等されている建造物

(注1) 景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる建造物に対して外観の変更などに規制を行い、保全を図るもの。

(注2) 建造物及び建造物と一体となって良好な景色を形成している土地その他の物件を含みます。

(注3) 登録有形文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、以下のいずれかの事項に該当するもの。

- ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・造形の規範となっているもの
- ・再現することが容易でないもの

なお、市内には、国の登録有形文化財として

「九重味淋大蔵」(平成17年2月9日登録)、
「碧南高等学校正門門柱」(平成29年6月28日登録)
が登録されています。



九重味淋大蔵

(3) 保全・活用の考え方

景観重要建造物^{*}に指定された建造物の保全・活用の考え方を以下に示します。

○所有者及び管理者は、指定された建造物を適正に管理し保全を図ります。

○様々な主体は、指定された建造物を地域の景色づくりにおける貴重な資源として活用を図ります。

○指定された建造物の周辺で行う建築等は、当該建造物との景色の調和に努めます。

(4) 指定の候補

以下の建造物は、今後、景観重要建造物^{*}に指定することが考えられます。

【指定の候補】



碧南市民図書館
碧南市芸術文化ホール



碧南市藤井達吉
現代美術館



旧大浜警察署



無我苑



火の見やぐら



九重味淋大蔵



応仁寺



熊野大神社



妙福寺

2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要樹木※(注1)は、学術的な価値の高さを問うものだけではなく、地域の個性ある景色づくりの核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、樹高や樹形が地域の景色のシンボルとなっている樹木や、その外観が地域の景色づくりにおいて重要である樹木を指定の対象とします。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができ、地域の良好な景観形成に必要なもので、以下に示す項目のいずれかに該当し、所有者の同意が得られた樹木を景観重要樹木※に指定(注2)します。

- 地域のシンボルとなる樹木
- 地域の歴史的・文化的な遺産としての価値がある樹木
- 市民に広く愛され親しまれている樹木
- 県指定記念物、市指定記念物、市指定保存樹木に指定されている樹木

(3) 保全・活用の考え方

景観重要樹木※に指定された樹木の保全・活用の考え方を以下に示します。

- 所有者及び管理者は、指定された樹木を適正に管理し保全を図ります。
- 様々な主体は、指定された樹木を地域の景色づくりにおける貴重な資源として活用を図ります。
- 指定された樹木の周辺で行う建築等は、当該樹木との景色の調和に努めます。

(注1) 景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる樹木に対して除却などに規制を行い、保全を図るもの。

(注2) 状況により、解除することも考えられます。

(4) 指定の候補

以下の樹木は、今後、景観重要樹木に指定することが考えられます。

【指定の候補】



霞浦神社のケヤキ（平七町）



広藤園のフジ（二本木町）



ケヤキ並木（鶴見町）



カイズカイブキ（錦町）



モチ（志貴町）



イチョウ（浅間町）



クス（西山町）



松並木（川口町）



クス（鷺塚小学校）